

令和元年度 蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

交付要綱	別添「令和元年度 蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成金交付要綱」の通り
申請方式	機器導入後の 事後申請方式
助成対象	平成31年4月1日～令和2年2月末日の期間に、新規に蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等（中古品・レンタル品を除く）を導入し、支払いまで完了した会員事業所
助成対象機器	トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時使用可能な車載用の蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等で、下記助成額の欄に掲げるもの
助成額	<p>(1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット 助成額は、1枚当たり5,000円を限度とし、1会員事業所当たりの助成枚数は、平成31年2月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の25%(端数は四捨五入)を限度に10枚までとする。</p> <p>(2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置（全ト協と協調助成あり） 助成額は、1台当たり50,000円を限度とし、1会員事業所当たりの助成台数は、平成31年2月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の25%(端数は四捨五入)を限度に5台までとする。</p> <p>(3) 蓄冷式クーラー 助成額は、1台当たり20,000円を限度とし、1会員事業所当たりの助成台数は、平成31年2月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の25%(端数は四捨五入)を限度に5台までとする。</p> <p>(4) 外部電源用パッケージクーラー 助成額は、1台当たり100,000円を限度とし、1会員事業所当たりの助成台数は、平成31年2月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の25%(端数は四捨五入)を限度に5台までとする。</p>

【 助成金の申請方法 】

◎助成金の申請【 機器を導入、支払い完了後に実績報告書（助成金請求書）を提出 】

会員事業所は、機器を導入し、支払い（リース契約）まで完了させ、下記の書類を県ト協【業務1課】あてにFAX【092-451-7964】にて提出してください。

※対象期間中でも申請額が予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

【 予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。 】

【提出書類】

- ①蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）様式1
- ②蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告内訳書 様式2
- ③請求明細書及び領収書又は金融機関振込通知書（写し）

※リースの場合は、価格明細が分かる書面(写し)、及び契約書【装着機種名もしくは車両登録番号が明記されたもの】(写し)を提出する。

※この助成は一部全ト協との協調助成ですので、エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置については、県ト協助成額と併せて、全ト協より1台当たり60,000円を限度とし助成されます。

※エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置の全ト協への申請は県ト協で行います。

令和元年度 蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定
公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目的〕

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、事業用貨物自動車の蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等を購入する費用の一部を助成することにより、事業用貨物自動車の走行時の燃費の向上による CO₂の削減等による環境問題の改善、及びアイドリングストップ運動等による環境対策の推進に資することを目的とする。

〔助成対象〕

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）とする。

〔助成対象機器〕

第 3 条 トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に使用可能な車載用の蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等（以下「マット等」という。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット
- (2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) 外部電源用パッケージクーラー

〔助成条件〕

第 4 条 会員が所有する、福岡県内に登録している事業用貨物自動車に、別に定める期間に、新規に、マット等（中古品・レンタル品を除く）を購入、装着、支払いまで完了させ、県ト協に助成金の申請を行なったものを対象とする。

〔助成対象期間〕

第 5 条 **平成 31 年 4 月 1 日より令和 2 年 2 月末日まで**とする。
但し、対象期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

〔助成金の交付額及び台数〕

第 6 条 助成金の交付額及び台数は以下の通りとする。

- (1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット

助成額は、1 枚当たり 5,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成枚数は、平成 31 年 2 月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 10 枚までとする。

- (2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置

助成額は、1 台当たり 50,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成台数は、平成 31 年 2 月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 5 台までとする。

(3) 蓄冷式クーラー

助成額は、1台当たり20,000円を限度とし、1会員当たりの助成台数は、平成31年2月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の25%(端数は四捨五入)を限度に5台までとする。

(4) 外部電源用パッケージクーラー

助成額は、1台当たり100,000円を限度とし、1会員当たりの助成台数は、平成31年2月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の25%(端数は四捨五入)を限度に5台までとする。

〔助成金の請求〕

第7条 (1) 会員は、様式1の「蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告書(助成金請求書)」と、様式2の「蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告内訳書」に、請求明細書及び領収書(又は金融機関振込通知書)の写しを添付し、県ト協に提出する。

※リースの場合は、契約書(装着機種名もしくは車両登録番号が明記されたもの)の写しを提出する。

※請求明細書等がない場合、購入先より「搭載証明書」を発行してもらい、添付する。

(2) 県ト協への**最終提出期限は、令和2年2月末日必着**とする。

〔助成金の交付〕

第8条 (1) 助成は申請受付順に行う。

(2) 県ト協は、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み、交付するものとする。

〔機器の処分制限〕

第9条 会員は、助成対象機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

〔雑 則〕

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

〔附 則〕

本要綱は、平成31年4月1日より施行する。